

令和7年第4回市会定例会

議案提出一覧

I 一 般 議 案 1件

1 条例の一部改正 1件 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

合 計 1件

令和7年11月19日発送
令和7年11月26日提出

市第42号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

＜改正概要及び理由＞

- ① 本市人事委員会勧告（令和7年10月15日）の趣旨を尊重し、常勤職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定等を行います。
- ② 教育職員の処遇改善のため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されたことを受け、所要の改正を行います。

1 改正内容

(1) 人事委員会勧告関係

ア 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

全職種（行政、消防、教育、技能、医療）の給料表について、本市職員給与と民間給与との較差 13,469 円 (3.33%) を踏まえ、若年層を中心におおむね 30 歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給の給料月額を引き上げます。

イ 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条）

特定任期付職員の給料表について、国に準じ、全号給の給料月額を引き上げます。

ウ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第5条）

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るため、0.05 月引き上げます。引上げにあたっては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月引き上げます。

なお、令和7年度は12月期で支給割合を引き上げ、令和8年度から、6月期及び12月期を均等となるように配分します。

年度	対象	支給月	期末手当	勤勉手当	合計
7年度	一般職員	6月期	1.275 (支給済)	1.025 (支給済)	4.6 → 4.65
		12月期	1.275 → 1.3	1.025 → 1.05	
	管理職員	6月期	1.075 (支給済)	1.225 (支給済)	4.6 → 4.65
		12月期	1.075 → 1.1	1.225 → 1.25	
	特別職	6月期	2.3 (支給済)		4.6 → 4.65
		12月期	2.3 → 2.35		
8年度	一般職員	6月期	1.2875	1.0375	4.65
		12月期	1.2875	1.0375	
	管理職員	6月期	1.0875	1.2375	4.65
		12月期	1.0875	1.2375	
	特別職	6月期	2.325		4.65
		12月期	2.325		

※定年前再任用短時間勤務職員の支給割合は、現行 2.45 月 → 2.5 月

(2) 教育職員の処遇改善関係

ア 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

教育公務員特例法の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の支給区分に学級担任を加えるほか、教育職員給料表の4級及び5級の職員の給料月額について調整を行うため、所要の改正を行います。

イ 横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第4条）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員給料表の1級から3級の職員に適用する教職調整額の支給率を給料月額の4%から10%に引き上げるため、所要の改正を行います。

期間	支給率	期間	支給率
令和8年1月1日～12月31日	5%	令和11年1月1日～12月31日	8%
令和9年1月1日～12月31日	6%	令和12年1月1日～12月31日	9%
令和10年1月1日～12月31日	7%	令和13年1月1日以降	10%

2 施行期日

(1) 人事委員会勧告関係

公布の日

※ ただし、給料表の改定（第1条及び第3条）は令和7年4月1日に遡り適用

(2) 教育職員の処遇改善関係

令和8年1月1日